

おきなわ  
物価高対策支援金  
非受給者向け



# うらそえ物価高対策支援金 【一律支援型】

原油・物価高騰の影響を受ける事業者を、浦添市が支援します。

(※) 国の「事業復活支援金」の受給者など、売上減少の影響が大きい事業者は、県の「おきなわ物価高対策支援金」の支給対象者です。本支援金は受給できません。

## 対象者

法人：市内に事業所(支社・営業所等を含む)を有する者  
個人：市内に住所又は事業所を有する者

## 対象業種

全業種  
(※一部業種を除く)

## 支給額

法人 10 万円  
個人 5 万円

## 申請期間

令和4年12月23日(金) ~ 令和5年2月28日(火)  
※予算の上限に達し早めに終了する場合があります

## 対象要件

次の要件を全て満たすこと (※①のみ「おきなわ物価高支援金」と異なります)

- ①国の事業復活支援金を受給していない
- ②営業利益減少 令和4年4月から6月いずれかの月と前年同月を比較し、**営業利益が法人4%以上、個人2%以上減少**している
- ③費用実績額上昇 令和4年4月から6月の**燃料費、ガス・電気料金、原材料費の合計額**が前年同期比、**法人で10万円以上、個人で5万円以上増加**している
- ④重複申請不可 県の「おきなわ物価高対策支援金」を含め、地方公共団体が支給する**類似の支援金・補助金を受給していない**

## 提出書類

詳細は申請要項をご覧ください

- ①確定申告書
- ②営業利益、各経費が確認できる書類
- ③本人確認書類(法人は履歴事項全部証明書)
- ④通帳の写し

## 公式ホームページ

申請要項や  
様式類は  
こちらから  
ダウンロード



※事務局窓口でも配布しています

【問合せ】 うらそえ物価高対策支援金事務局

市役所5階  
平日 9時~16時

☎ 050-5527-0827

✉ jimukyoku@urasoe-bks.jp